

## 【相続のお手続きのご案内】

お亡くなりになられたお客様（被相続人）には永らくのお取引をいただき、誠にありがとうございました。謹んでお悔やみ申し上げます。

ご名義人が亡くなられた場合には、相続のお手続きが必要となります。

原則的なお手続きを説明しておりますので、お取引の内容等により異なる場合がございます。詳しくはお取引店にお問い合わせください。

### < 1. 相続発生のご連絡 >

- ・ご名義人が亡くなられた場合は、お取引店にご連絡ください。お取引の内容、相続のケースに応じて、具体的な手続きをご案内します。
- ・お亡くなりになられた方の通帳・キャッシュカード等をご準備いただくと、お取引内容の確認がスムーズに進みます。
- ・残高証明書が必要な場合はお取引店にお申し付けください。

### < 2. 必要書類のご準備 >

遺言書がない場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・亡くなられた方の戸籍謄本（除籍謄本）*1 (出生から亡くなられた時までの連続したもの)</li><li>・相続人の戸籍謄本*1</li><li>・遺産分割協議書（遺産分割協議がある場合）</li><li>・相続人の印鑑証明書（発行日より6ヶ月以内のもの）</li><li>・相続人の実印（払戻・名義変更を受ける方）</li><li>・亡くなられた方の通帳・証書等</li></ul>
遺言書がある場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・遺言書（検認証明済み）*2</li><li>・亡くなられた方の戸籍謄本（除籍謄本）*1 (出生から亡くなられた時までの連続したもの)</li><li>・遺言執行者選任審判書（遺言執行者が裁判所に選任されている場合）</li><li>・受遺者、遺言執行者の印鑑証明書（発行日より6ヶ月以内のもの）</li><li>・受遺者、遺言執行者の実印（払戻・名義変更を受ける方）</li><li>・亡くなられた方の通帳・証書等</li></ul>

\*1 「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」をご提出の場合、戸除籍謄本は不要です。

「法務局 HP [http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)」

\*2 「公正証書遺言」、「遺言書情報証明書」の場合の検認は不要です。

「法務省 HP [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)」

### < 3. 必要書類のご提出 >

- ・ご準備された書類は、お取引店にご持参ください。

### < 4. 払戻し等のお手続き >

- ・すべての必要書類をご提出いただいたのち、ご指定の方法でお支払い等させていただきます。  
(お支払い完了までには数日かかる場合がございます。)

